

Weekly コラム

令和3年12月14日



活動方針

当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

厚生労働省:2022年度 税制改正要望を公表！

厚生労働省は、2022年度税制改正要望を公表しました。

それによりますと、新型コロナウイルス感染症への対応として実施している緊急小口資金等の特例貸付について、償還時に住民税非課税世帯である場合に償還を免除することができる特例(2022年度以降適用予定)を設けていますが、その償還免除額(債務免除益)について、非課税措置の創設を求めております。

具体的には、特例貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、償還時に住民税非課税の者の償還を免除できる特例を設けており、償還免除は資金種類ごとに一括して行い、最大で200万円が償還免除されます。

しかし、貸付金額を償還免除した場合には、一時的な収入としてみなされ、年間50万円を超える部分については、課税所得として扱われます。

生活困窮者の生活にきめ細かに配慮するため、償還時に住民税非課税の者の償還を免除することができる特例ですが、償還免除額(債務免除益)に所得税が課せられる場合、新たな税負担が生ずることとなり、生活再建の妨げとなるおそれがあるとして、その非課税措置を求めております。

また、ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等も要望しております。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、
skc-soudan@skc.ne.jpまで空メールをご送信ください。また、FAXご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済俱楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

上記のひとり親家庭住宅支援資金貸付金制度では、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続により返済免除となります。この返済免除額(債務免除益)に所得税が課せられる場合には、自立の妨げになるという課題があり、その非課税措置を求めております。

そのほか、児童福祉制度の見直しに伴い、児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じることや、感染症有事に備える取組みに伴い、感染症有事に備える取組みについて、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講じられるよう検討を行い、この検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じることなどを盛り込んでおります。

今後の税制改正の動向に注目です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。